

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医療整備対策費

事業名 障害者歯科診療所運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内3283)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,297 千円 (前年度予算額： 8,193 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,193	0	0	0	0	0	0	0	8,193
要求額	8,297	0	0	0	0	0	0	0	8,297
決定額	8,297	0	0	0	0	0	0	0	8,297

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・岐阜県歯科医師会が開設する障害者歯科診療所の運営費に対して補助を行うことにより、歯科疾患を有する障害児(者)の歯科医療体制の整備を行う。

(2) 事業内容

【補助対象者】

岐阜県歯科医師会

【補助対象となる事業内容】

・障害者の歯科医療を確保するための心身障がい者歯科診療所の運営及び歯科衛生士確保対策に対する助成(補助対象日数：年間205日)

・障害者歯科技術者養成講演会の開催

障害児(者)の特性や対応等、障がい児(者)それぞれの状態に応じた知識の習得のための講演会や症例検討会等を実施する。

【診療日】

木曜日午前、金曜日午後、土曜日、日曜日

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・岐阜県障害者歯科診療所運営費補助金交付要綱
- ・補助率 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	8,297	障害者歯科診療所の運営費及び障害者歯科技術者養成講演会の開催に対する助成
合計	8,297	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画
「介護を必要とする高齢者や障がい児（者）に対して、定期的な歯科健診の実施、歯科治療の確保を目指した支援体制を推進します。」
「歯科受診が困難な障がい児（者）への適切な歯科医療を提供するため、障がい児（者）の歯科治療を担う歯科医師、歯科衛生士の育成を強化します。」
- ・第7期岐阜県保健医療計画
「介護を必要とする高齢者、障がい児（者）及び在宅療養者に対する歯科保健サービス及び在宅歯科医療を推進するため、歯科訪問診療や訪問歯科衛生指導が出来る歯科医師、歯科衛生士の資質向上を図るための研修会の開催や、在宅歯科医療等を実践指導できる歯科医師の養成など、訪問による歯科医療等を担う人材の育成に努めます。」

(2) 後年度の財政負担

- ・障害者の歯科医療を確保するため、今後も継続して補助する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・障害者歯科診療所は、本事業の実施によって成立しており、事業が中止になると経営が困難となり、岐阜県歯科医師会の負担が増加する。
- ・岐阜県歯科医師会が開設する障害者歯科診療所の運営を支援することで、歯科疾患を有する障害者に対する歯科医療提供体制の整備につながり、県負担は妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	障害者歯科診療所運営費補助金
補助事業者 (団体)	公益社団法人岐阜県歯科医師会 (理由) 県歯科医師会には障害者歯科ネットワーク協力医制度があり、障害者の歯科治療に関する専門知識と技術を有した歯科医師を有しているため。
補助事業の概要	(目的) 障害者の歯科医療体制整備を図る。 (内容) 障害者歯科診療所を運営する。 障害者の歯科治療に対応出来る歯科医師、歯科衛生士を育成する。
補助率・補助単価等	定額 定率・その他 (例: 人件費相当額) (内容) 人件費相当額・人材育成費用 (理由) 診療に従事する歯科医療従事者の人件費 障害者の歯科治療に対応出来る人材の育成費用
補助効果	
終期の設定	終期 令和5年度 (理由) 県内の障がい者歯科医療体制の維持のためにも、継続的な事業実施が望ましい。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>県内の障がい者歯科医療体制を維持、継続していくための支援事業であり、目標を設定することは適切ではない。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R3年度実績	R4年度目標	R5年度目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位: 千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	5,201	7,349	8,193

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 診療日：木曜日午前・金曜日午後・土曜日・日曜日 (年間205日間) 年間延べ患者数：2,319人
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 診療日：木曜日午前・金曜日午後・土曜日・日曜日 (年間205日間) 年間延べ患者数：2,659人
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	障がい児(者)を受け入れる歯科医療体制の整備が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満) 	
(評価) 3	障がい者歯科を専門とする歯科医師により、障がい児(者)が、安心安全な環境で歯科治療を受けることができる。
<ul style="list-style-type: none"> 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 2	障がい者歯科の専門スタッフによる診療は、患者や家族からの信用・協力が得られやすく、効率的といえる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>障がい者歯科診療を実施する歯科診療所は十分でなく、本診療所は県内の障がい者歯科において重要な役割を担っている。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 継続すべき事業 <p>県内で障害者歯科治療に対応出来ることを公表している歯科診療所は約5%と極めて少ない状態であることから、県内の障害者歯科医療体制の維持のためにも、継続して実施する必要がある。</p> <p>また、障がい者歯科診療所は、本事業によって成立しており、事業を廃止すると診療所の経営が困難となるため、継続して実施する必要がある。</p>
